

発表日 2025/08/07
タイトル 教職員の懲戒処分
担当 教育委員会 教育総務課 義務教育課 高校教育課
連絡先 勤務条件・監察班
TEL 054-221-3580



(趣旨)
静岡県教育委員会は、教職員の懲戒処分を次のように実施した。

(概要)

1 懲戒処分(その1)

- (1) 処分日 令和7年8月6日(水)
- (2) 処分量定 免職
- (3) 所属 小学校(東部)
- (4) 職名 教諭
- (5) 年齢 45歳
- (6) 性別 男性
- (7) 事案概要(児童生徒性暴力等(身体接触))

当該教諭は、令和7年3月中旬から4月下旬にかけて、以前勤務していた学校の2名の女子児童とSNSを利用して私的なやりとりを行い、そのうち1名の女子児童とドライブに出かけ、計画的に人目の無いところに自家用車を停車させた上で、抱きしめたりする等の身体接触を行った。

2 懲戒処分(その2)

- (1) 処分日 令和7年8月6日(水)
- (2) 処分量定 停職4月
- (3) 所属 中学校(東部)
- (4) 職名 教諭
- (5) 年齢 40歳
- (6) 性別 男性
- (7) 事案概要(住居侵入)

当該教諭は、正当な理由がないのに、令和7年1月12日(日)午前9時50分頃、同僚教諭が不在であると知りながら、玄関ドアの暗証番号式の施錠を解いて、同教諭の自宅に侵入した。

令和7年6月6日(金)に住居侵入の容疑で略式起訴され、6月18日(水)に罰金10万円の略式命令を受けた。

3 懲戒処分(その3)

- (1) 処分日 令和7年8月7日(木)
- (2) 処分量定 停職6月
- (3) 所属 静岡県立浜松城北工業高等学校
- (4) 職名 教諭
- (5) 年齢 58歳
- (6) 性別 男性
- (7) 事案概要(横領)

当該教諭は、部活動会計を当該教諭個人名義の口座で管理し、令和6年2月29日(木)、自身の自家用車購入資金の不足を一時的に補うため、当該口座から185,000円を引き出し私的に流用した。令和6年3月6日(水)、同額を同口座に返金するまでの7日間、部活動会計に損害を生じさせた。

(県教育委員会教育長 池上 重弘 コメント)

教育委員会が一丸となって不祥事防止対策に取り組む中、複数の教員が非違行為を行ったことは、児童生徒、保護者をはじめ、県民の皆様の学校教育に対する信頼を著しく失わせるものであり、社会的責任はきわめて大きく、深くお詫び申し上げます。

県教育委員会といたしましては、このことを大変重く受け止め、再発防止に向けて、児童生徒に対するSNS等を使用した個人的なやりとりや緊急の必要性がない場合の自家用車への同乗の禁止及び適正な会計事務の徹底を図ってまいります。

さらに、教職員一人一人が人権を尊重する感覚を一層磨くとともに、児童生徒をかけがえのない存在として認識し、改めて、公金等を扱い、公教育を担う重みを自覚するよう、具体的、実践的な指導や研修を通じて、職員全体の一層の綱紀粛正と使命感、倫理観の高揚を図り、教育行政の信頼回復に努めてまいります。